

## 構造改革特区に関する文部科学省の考え方について

平成14年10月2日  
文部科学省

### 1. 構造改革特区推進に関する基本的考え方

- (1) 地方公共団体や民間の創意工夫を発揮させるための環境整備を行い、我が国経済の活性化や地域の活性化を図る観点から、地方公共団体等からの提案を踏まえ、積極的に対応・検討する。
- (2) 地方公共団体からの提案の中には、産学連携や不登校対策など緊急性が高い政策課題への対応として、注目に値するものもあり、このような課題への対応として特区制度を有効活用するという観点からも検討を進める。
- (3) 教育の機会均等などの基本理念を没却するもの、国の財政措置等を伴う特例措置は適切でないと考えるが、地方公共団体からの具体の相談に応じ、「提案の趣旨を実現するためにはどのようにすればよいか」という方向で検討を進める。
- (4) 全国的な規制改革が適切な事項については、その推進に取り組むとともに、既存の制度でも対応可能な事項については、その制度の周知や活用促進に努める。

### 2. 地方公共団体等からの提案に対する検討状況

#### (1) 特区として対応する方向で考えている事項 初等中等教育関係

##### 市町村独自の常勤教員の任用等

- ・市町村の負担によって市町村独自の常勤教員の任用を可能とする
- ・あわせて、免許を有しない外国人等の教員任用を促進する（特別免許状の授与手続きの簡素化等）

##### 学習指導要領によらない弾力的な教育課程の編成

- ・国語以外の教科の授業を英語で行う教育、小中一貫教育など学習指導要領によらない弾力的な教育課程の編成を可能とする（研究開発学校制度の弾力化）

### 幼稚園・保育所の一体的運営

- ・幼稚園就園年齢（満3歳）を緩和し、満3歳児の年度当初入園を可能とする
- ・学級定員の範囲内で幼稚園での保育所児受け入れを認める

なお、幼稚園教諭と保育士の資格の一元化については、資格の問題が教育内容・保育内容の整合性に密接に関連することから、全国的に検討する必要がある。

当面、資格の併有を進めることにより、相互乗り入れを可能とする取組を全国的に推進

### 高等教育・研究開発関係

#### 国立大学等の施設の廉価使用の要件の緩和、手続きの簡素化

- ・ベンチャー企業などが国立大学等の試験研究施設を廉価使用する際の要件を緩和するとともに、廉価使用のための手続きを大幅に簡素化する

#### 大学（学部）の校地面積基準の緩和

- ・現行の校地面積に係る大学設置基準等（1 / 2以上自己所有、校舎面積の3倍以上等）については、平成14年度中に見直し【全国的対応】
- ・更に地方公共団体の要望を踏まえ、校地面積基準の弾力的な取扱を可能とする

その他、特区において実現すべき他省所管の事項（制度所管官庁に申し入れ中）  
国立大学教員の兼業の促進のための弾力的な勤務形態  
・勤務時間をさいて兼業を行う弾力的な勤務形態を認め、教員の兼業を促進する（人事院、総務省）

(2) 全国的に対応することとしている事項

これらについては、一定の要件に該当すれば地域に限定せずに全国で対応

インターナショナルスクールの卒業生に対する高校・大学の入学機会の拡大【平成14年度中措置】

大学の学部・学科設置等の届出制への緩和(学位の種類・分野の変更を伴わない場合)  
【平成14年度中措置(今秋開会予定の臨時国会に関係法案を提出予定)】

大学設置基準の緩和(自己保有要件、校地校舎面積基準等) 【平成14年度中措置】  
(再掲)

大学設置の抑制方針の廃止【平成14年度中措置】

研究成果を活用する企業等の役員兼業の承認権限を大学長等に委任

【平成14年度10月実施】

その他、国立大学等に係る人事等の諸規制の自由化

- ・ 国立大学等の長等の外国人研究者の任用
- ・ 国立大学等の教員の民間企業の役員等の兼業、任期付教員の処遇の改善 等

【国立大学の法人化・教職員の非公務員化(16年4月): 次期通常国会に関連法案を提出予定】

地方公共団体からの国立大学等への寄付等の容認(総務省)

### (3) 特区として対応困難な事項

#### 大学等の設置主体の緩和（株式会社立等の学校の容認）

特区として対応できない理由

- ・ 「公の性質」を有する学校の性質に鑑みれば、営利目的で事業を行う株式会社が学校の設置者となることは不適切である。また、学校教育に必要な安定性・継続性が確保できない恐れもある。これらを克服するだけの代替措置が想定されない。
- ・ また、株式会社であっても、学校法人を設立することにより大学等を設置することは可能であり、他方、学校法人制度においても、収益事業の実施や債券発行など「民間的経営手法」を駆使することが可能。

#### 学部・学科の新增設に係る完全自由化（許可制を届け出化）

特区として対応できない理由

- ・ 一定の要件（学位の種類・分野の変更を伴わない）の場合に、許可を届出に緩和する規制緩和を全国的に行う予定（臨時国会に關係法案を提出）。これを超える完全自由化は、大学の国際的通用性、質の確保の観点から不適切であり、（第3者評価システムが整備途上の状況において、）適当な代替措置も想定されない。

### (4) 現行制度でも対応可能な事項

#### 保護者・生徒による通学する公立小中学校の選択制の実施

現行制度においても、通学校を指定する際、市町村教育委員会が事前に保護者等の希望を調査する等により、希望に沿った指定ができるように運用することは可能。

#### 「公の施設」（図書館、体育館等）の施設管理のアウトソーシング、PFIの活用

館長業務等の基幹業務以外は、地方自治法の範囲内で現在も民間委託等は実施されているところである。なお、総務省において、受託者の範囲の拡大について、地方自治法関係法令の改正を予定していると承知している。

#### 教育切符制の導入

本件については、地方公共団体から全く要望が出されていない。なお、現行の教育財政制度を変更することなく、これに上乗せする形で地方公共団体の財源で実施する限り実施可能であると考えている。